

第744回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成18年2月22日(水)午後3時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 牛尾委員, 山田委員, 白石教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 吉田教育次長(スポーツ振興担当),
東野参事兼総務課長, 菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 神山教職員課長,
菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 熊谷施設整備課長,
菊地スポーツ健康課長, 佐々木参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 開 会 午後3時

6 第743回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第744回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び山田委員を指名
議事日程は配付のとおり

委員長 議事に入る前に, 「宮城県教育基本方針」について, 私から確認させていただきたいと思う。資料としてお配りしている基本方針であるが, これは, 本県教育の基本理念となるもので, 平成9年2月の定例教育委員会において決定している。この取扱いについては, その後, 平成12年1月の定例教育委員会において, 当面, この基本方針とすることとし, 変更がある場合のみ審議事項とすることとしている。ついては, 平成18年度においても, この基本方針のもとで本県の教育を推進して参りたいと考えているので, よろしく願います。

なお, 今後19年度にこれを変更するかどうか, 改訂するかどうかについては, 平成18年度中に議論を深めたいと考えている。

8 教育長報告(一般事務報告)

(1)平成18年度宮城県教育施策の基本方向等について

(説明:教育長)

「平成18年度宮城県教育施策の基本方向等について」御説明申し上げます。

資料1を御覧いただきたい。これは, 県教育委員会が平成18年度に重点的に取り組む施策・事業の概

要等について整理したものであり、17年度初めて作ったもので引き続き作成したものである。表紙の裏面を御覧いただきたいが、内容であるが大きくは3つに分かれており、「趣旨等」、「平成18年度における教育施策の基本方向」、「平成18年度に重点的に取り組む施策・事業」の3つの要素で構成している。具体的内容について、主な変更点を中心に、御説明申し上げる。

表紙に戻っていただきたいが、名称である。平成17年度では、「宮城県教育行政の基本方向」ということになっていたが、宮城県教育基本方針というものがあり、その名称と紛らわしいのではないかとの御意見があったことから、策定の趣旨を明確に表わすものとして「教育行政」というところを「教育施策の基本方向」ということに変更している。

次に、2ページを御覧いただきたいが、(1)の「基本的な状況認識」というところであるが、ここでは、平成18年度に重点的に実施する施策・事業の選定の背景、根拠となる状況変化を整理している。それで、「教育を取り巻く現状」では、小・中学校の教育課程実施状況調査、あるいは、平成17年11月の中教審の答申など国の動向等について修正している。それから、本県の具体的な状況ということになると、3ページの 番目に「分野ごとの検討」という見出しがある。これは3ページから7ページにかけて「学校教育」「生涯学習・社会教育」「スポーツ」「地域文化」の4分野に分けて、前年度からの状況の変化により修正している。それから、7ページの中頃になるが、県民満足度調査などの結果についても、時点による修正を加えている。

このような状況の変化があり、さらに、「平成17年度基本方向の検証」ということで、8ページにあるが、平成17年度の基本方向がどうだったかということでは検証を行っており、現時点で把握出来るデータ、評価などから現行基本方向の枠組みを大きく変更する要因はないということ、基本的方向性については継続的な取り組みが必要であるとしたところである。

この検証の結果、8ページの下になるが、「(2)平成18年度教育施策の基本方向」という記述では、引き続き、学校教育の重視を明確に打ち出した上で、学力向上、職業観・勤労観教育、進路指導、心の教育、生徒指導、体力向上、共に学ぶ教育の推進等にアクセントを置くこととしたものである。

なお、委員長から従前に「命の尊さ」について強調してはどうか。」ということでは先程の基本方針の議論の中であったわけであるが、そういった意見については9ページの上から2行目になるが、「命を尊重する心、他人を思いやる心など豊かな心を培い「生きる力」を育むため、心の教育や生徒指導の充実」ということで記載をしており、一層の充実強化を図っていくという姿勢を見せている。それからそれ以外の部分では「平成18年度学校教育の方針と重点」というものが別にあり、これは学校が行う教育活動の指針となるが、その指針の中でも「命を大切にすることを心がける」ということについて、実践の指針として加えてある。

これを受けて平成18年度に重点的に取り組む具体的な施策・事業については、10ページ以降にページ数としては10ページから16ページまでになるが、6つの柱を立てて整理している。主なところを説明したいと思うが、まず、10ページであるが、ここでは「(1)学力の伸長と進路達成を目指す取り組みの強化」ということでくくっているが、内容的には、小学校、中学校及び高等学校を通じた総合的かつ体系的な学力向上対策を引き続き実施するという、それから県内公立中学校1年生全員が社会との接点となる体験活動を実施するという、それから、高校においては、社会人を外部講師とした講話やインターンシップなど職業観・勤労観教育の充実を図るということにしている。また、高等学校における、進学、職業に関する進路指導の充実等に取り組んでいくということも記述している。

それから、12ページを御覧いただきたいが、「(2)児童生徒のたくましい心と体の育成」ということでまとめているが、小中学校において、学校教育全般を通じた心の教育の取り組みの充実を図るということと、いじめ、不登校等の未然防止や相談支援等の体制の充実、体力・運動能力向上に向けた取り組みの

推進等を図っていくということである。

それから、13ページであるが、「社会状況の変化に対応した教育の充実」というくりである。これは、家庭や地域社会と学校が協働する仕組みをつくり、教育活動を展開することをおし、地域の教育力の向上と、学校教育のさらなる充実を図るということ、それから、小中学校及び高等学校等における教育の情報化を計画的に推進するという、それから、英語による生徒の実践的コミュニケーション能力の育成などに取り組んでいくということである。

それから、14ページであるが、「学校の基盤整備の推進」ということである。ここでは、「宮城県障害児教育将来構想」に掲げた障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が地域の小・中学校で共に学ぶ教育の実現を目指し、総合的に共に学ぶ教育環境の整備に取り組むということ、それから、「県立高校将来構想」に基づき、高校再編、学級減、男女共学化等を進めるということ、また、新たに、各高等学校において、特色ある学校づくりを推進するため、それぞれの教職員が主体的に課題を解決出来る事業展開手法の開発・システムづくりを進めるということ、それから、時代の変化に対応した本県として望ましい入学者選抜制度の在り方について検討、改善を目指すということにしている。さらに加えて、習熟度別学習や選択履修の拡大など少人数による学習を積極的に導入するということのほかに、学校評価の推進、学校施設・設備の整備促進等を進めるということを記述している。

それから、16ページを御覧いただきたいが、ここでは、「教職員の資質向上と適切な人事配置の推進」ということでまとめてあり、学習内容や教科指導方法の工夫が可能となるよう、教職員研修の充実強化、実践的研究を進めるほか、これらの課題に直面する教員を支援し、資質の向上を図る中核的な機能を担う総合教育センター（仮称）の整備に関する構想の策定等を進めるということにしている。それから同じページの（6）番、「県民の生涯にわたる学習環境の整備の推進」ということであるが、これは、県民のスポーツ活動の拠点である県営スポーツ施設の利便性の向上等に取り組むほか、県図書館所蔵の貴重な歴史的資料等の修復、活用を促進するというにしている。

以上のようなところでまとめてあるが、これらの具体的な内容については、17ページから20ページまでであるが、「平成18年度教育庁重点事業」ということで具体的な事業名、当初予算額、それから、事業概要ということで表に整理しているので、御覧いただきたい。後程、18年度の予算の関係で御説明申し上げるが、各事業がこういう予算で今議会に上程中であり、いずれこの金額になるということである。それから資料2あるいは資料3がお手元にあると思うが、これは、来年度実施する施策・事業の全体像ということで、くり方が違うが、体系化、整理してあるので、併せて御覧いただきたい。

（質 疑）

櫻井委員 2つあるが、1つは教育長の今の説明で、基本方向であるので万遍なく伺ったつもりでいる。でも、教育長自身の意見で良いので、特に、今宮城の教育で基本方向を考えている時に、一番欠けているもの、そして、求められているもので、ここには特に力を注ぎたいと思っているものがどの辺にあるのか、全部出来たらそれはいいが、全部というのはなかなか難しいので、ここには何が何でも力を注ぎたいというテーマがあればそれを教えていただきたいのが1つと、あとは、最近共に学ぶ教育という表現を使っているのをよく見るが、昔は統合教育という言葉を使っていたが、今はもう共に学ぶという言葉で統一したのか教えてほしい。

教育長 何が何でもということになると、私の頭の中ではやはり一番目に書いてある学力の伸長であると思っている。それで、これは単に高校の大学進学率が全国で四十何位とか、それから就職内定率がそれも第四十何位とかいうほかに、小中学校でも後程課長報告があるが、学力の調査をしても、今のところは4県だけでやっているが、その中でも低位

ということがあるので、子ども達がきっちりとした、確かな学力をつける必要性というのが、これはやはり早急に組み立てていかなければならないだろうと思っている。一番目に考えていることがそこである。それからあとはやはり、子どももさることながら教員の方も資質向上というところでやっていかなければならないと思っている。教員は精神的な疾患を持った方とか、あるいは少し教示力に欠けるとかというような方もいることから、そういった点をカバーしていった教員の資質向上を図るところから、色んな研修体系とか、あるいは箱物を作っていくということをして、子どもと教諭を対象にして施策を講ずるべきであると考えている。

それから共に学ぶ関係は、統合教育というとかかなり言葉でいうと言にくいとか、合体したような感じのイメージがあり、非常に言葉から与える影響というのがかなり強すぎるということがあり、我々が障害児教育を議論している時も、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶというところの視点を正確に表すのであればそういう言い方だろうとしており、障害児教育の将来構想では全て共に学ぶ教育ということで統一をしている。

櫻井委員 今の教育長の回答に対して保護者として、それから現場に足繁く運んでいる者として、今言われた2点というのが私が知っている限りは、保護者も、その周囲の人達も、教職員も一番求めている重点項目だと思うので、是非努力をして皆さんの要望に応えられるようになることを祈っている。

委員長 学力向上と教員の資質については、この委員会の基本的なテーマとしてこれからも論議していくということになっている。具体的に今まで項目として上げる時間はなかったが、とにかくやろうということには間違いはない。これは大変重要なことだと思う。基本的な施策はそれぞれが非常に大事なことだと思うので、それぞれのプランを立てた場合にこれをまず実行するというので予算が付く。それに対して今度はどういうふうに評価をするかということであるが、評価は毎年行っているのか。

教育長 8ページを御覧いただきたいが、基本方向そのものは初めて作ったのは先ほど申し上げたように平成17年度からである。それで今までは作っていなかった。そういうことではまずいだろうということがあって、17年度から作って、作った結果についてどうこれから18年度に繋げていくのかということの意識があり、そういう意味では17年度での基本方向を打ち上げたが、それが一体どうなっているのかということは必ず検証しなければならないというということで、8ページにこれは文書であるがそういうことでまとめてある。従って、ここでの書きぶりだとか内容とかについては、教育庁内の課長会議を開き色々検討した結果ということでもまとめている。そういったことで18年度の基本方向を考える上で17年度の基本方向の結果はどうなったかということでの検証はこの中でやっているということである。

鈴木委員 学力向上に力点を置くというところはどなたも賛成であり、私も勿論そのとおりであるが、具体的に今話の中で出て来た中で予算化されているのかどうか確認をしてみたいことがある。それは小学校段階で確かな学力をつけるということでの有力な方策として少人数指導というのがあると思うが、少人数学級編制は2年限定かなんかで始めたことと関連して、それは継続して予算化されているかどうかということをして、方針の中で聞いて良いのかどうか分からないが、答えられればお願いしたいと思う。

教育長 少人数学級は、今鈴木委員からも話があったようにもともと財源がないということがあり、経済再生のプロジェクトの中で時限的な話として2年間だけ入れ込むということ

で、それで18年度以降どうするかというところを18年度予算編製の過程で大分議論をした。少人数学級については、かなり現場からの評判はいいと、それから父兄からの評判もいいということがあり、財源のやりくりはあったが20ページを御覧いただきたいが、学級編制弾力化事業というもので6億2千3百万円ということになるが、17年度同様に小学校1年、2年で35人学級の解消を図るということにしている。

山田委員 教員の資質向上についてであるが、これまで今年度も色々不祥事が相次いで年々件数も増加傾向にあるという中で、5番になるがこの教職員の資質向上に対する内容を見ると物足りないのかなという印象を受けたが、新たにそういうものに対する具体的な対策なり新たな取り組みとかそういったものがもし来年度に向けて考えられているようなことがあれば教えていただきたいと思う。

教育長 教員の関係は、資質向上のために改正が色々あり、1つには教員の評価ということで、自分自身で学校における目標をどう立てるとか、それをきっちりと立ててほしいということで、学校の中でそういう作業をやっている。それで自分自身の問題意識としてどう捉まえるかということで2か年間試行はしていたが、18年度からは本格実施をするということにしている。それからあとは研修の関係があり、これは先ほど説明をした研修センターというものを名取の方に造る予定にしているが、センターを造る際にソフト面からいって研修の構想というものを立てなければならない。その研修構想を18年度に行うということにしている。そういったところが評価の点、研修の点ということでの資質向上を図ることとしているほかに、従来からも問題がある教員に対しては校長の方からこういう人がちょっと問題があるということでリストアップしてもらって、その方達に対して集中的に特別研修を行うという制度は引き続きやっていきたいと考えている。それからメンタルな面で色々な方もいるので、そういう点に対しては管理者に対してケアセミナーであるがそういったことをやるということにしている。心の問題、それから身体の面ということから新たにやりたいと考えている。

(2)「県立高校将来構想」の後期の再編に基づく学校の概要について

(説明：教育長)

「県立高校将来構想」の後期の再編に基づく学校の概要について」である。

資料については、1ページ、2ページ、それから「県立高校の後期の再編について」という冊子がある。もう1つ資料として、これは田尻高校が発行した「改編だより」というものがある。これも参考に御覧いただきたい。

それで、まず前期計画がどういうものなのかということであるが、最初に、白い冊子の「後期の再編について」の1ページを御覧いただきたい。「はじめに」という部分があるが、この県立高校将来構想、これは13年の3月に策定しているが、この将来構想には、学校再編の手法であるが、これについては実施期間というものを定めており、これは10年間ということにしている。具体的には13年から22年度の10年間であるが、これを5年間ずつ前期と後期に分けて進めることとしている。前期計画については、13年から17年度までであるが、今年度、南部地区、北部地区、東部地区において、それぞれ再編を実施し、新しい統合校が開校したということである。これについては、教育委員の先生方には、開校式などに御出席いただいているところであり、その際には色々とお面倒をおかけし感謝申し上げます。各統合校においては、生徒並びに各教職員が一丸となって新しい学校づくりに邁進しているところであり、今後の成果が期待される場所である。

それから2ページを御覧いただきたい。後期計画になるが、これについては平成16年3月に、2ページの下の方になるが、「白石地区の再編統合」、それから3ページに行って「小規模校の再編基準」、4ページに行って「北部地区の昼夜間開講型単位制高校の設置」、それから「南部地区の定時制課程の統合」を発表したところである。それで今日は、そのうち「田尻高等学校を改編して設置する昼夜間開講型単位制高校」と「大河原商業高等学校と白石高等学校の定時制課程の統合」について、概要を御報告申し上げるものである。

まず、第一番目の北部地区における昼夜間開講型単位制高校の設置であるが、資料の1ページに書いてあるので御覧いただきたいが、昼夜間開講型単位制高校の設置については、既に中部北地区の貞山高等学校、それから東部地区の東松島高等学校の設置をしているが、2つの高校に続いて後期計画においては、北部地区の田尻高等学校を改編し、昼夜間開講型単位制高校を設置することとしている。それで、田尻高校を改編して設置する単位制高校の概要であるが、これは東松島高校と同様に、昼夜間開講型の単位制とし、現在、午前部と午後夕間部の二部制としている。学科については普通科であり、定員は午前部を80名、午後夕間部を40名としている。また、昼夜間開講型単位制高校は、制度的には定時制高校となり、基本的には4年以上の在籍が卒業条件となるが、「3年修業制」により、3年でも卒業出来るシステムを導入する。さらに、現在、学校と高校教育課が協力しながら、生徒の進路希望の実現、部活動の充実、地域との交流、不登校経験者の受入れと教育相談機能の充実などの特色ある教育活動を現在検討中である。開校時期については、老朽化した教室棟と特別教室棟の全面改築というものが必要であり、平成20年度としている。単位制高校への移行期間について、平成20年度から21年度までは、単位制高校と田尻高校が併存することとなるが、田尻高校に入学した生徒は、そのまま田尻高校に在籍し、卒業するということになる。今後は、新しい校名の選定、教育内容の検討、そして北部地区の中学生への周知活動を行い開校に備えることとしている。

2つ目の南部地区の定時制課程の統合についてであるが、南部地区の定時制課程については、学校規模の拡大による教育環境の向上を図ろうということで、大河原商業高等学校と白石高等学校の定時制課程を統合することとしている。統合後は、大河原商業高等学校の校地と校舎を活用し、教育活動を行うこととしており、学科は普通科、各学年2学級規模というものである。また、統合にともない学年制から単位制へ移行し、併せて3年でも卒業が出来る3年修業制を導入することとしている。統合の時期であるが、平成19年度から統合を開始し、大河原商業高等学校定時制の募集定員を80名(2学級)とするということにしており、白石高等学校定時制の中心校を募集停止とする。それから、平成18年度までに白石高等学校定時制に入学した生徒は、そのまま白石高校に在籍し卒業するということになる。

なお、昼間定時制である白石高校・七ヶ宿校というものが、この七ヶ宿校については大河原商業高校定時制とは統合せずに、平成19年度以降もこれまで同様生徒募集を行うということにしている。

(質 疑)

委 員 長 3年以上で単位を獲得するということであるが、これは3年以上大体何年までか。普通は大学だと2倍を超える年限を越えることは出来ないとかそういう規則がある。

教 育 長 定時制であるので4年で卒業となるが、子ども達によっては単位を3年間で取り、それで卒業したいという子どももいるので、その生徒のためにも3年修行制を取ったということである。

高 校 教 育 課 長 特に定まっていはいない。学校によっては定めているところもあるかも知れないが、大部分の学校では特に定まっていはいない。

矢 吹 次 長 前は2年という内規のようなものがあつたが、今はほとんど取り外している。

櫻 井 委 員 白石高校定時制課程の中心校という表現は初めて聞いたが、これは本校という言い方

- と同じ言い方なのか。なぜこういう言い方をするのか。
- 高校教育課長 白石高校には定時制が2つあり、その本校部分の定時制を中心校と呼んでおり、あと七ヶ宿校も定時制課程であるので、それと区別する意味で中心校と呼んでいる。
- 櫻井委員 言い方に本校ではなかったという理由はあるのか。
- 高校教育課長 もともと白石高校がそのほかにも定時制課程をいくつか持っていて、それを整理統合して現在七ヶ宿校になった。例えば小原分校とか色々あったわけであるが、そういった統合してくる中で中心校という言い方をしてきたということである。
- 牛尾委員 単位制の場合、2年で全部単位を取ってしまった人は、そうすると在籍は3年以上ということでは在籍はしているけれども学校には来なくていいと、大学なんかみんなそうである。要するにそれを認めるといふことか。
- 矢吹次長 卒業単位全ては2年では取れないと思う。物理的に無理である。
- 牛尾委員 もう1つ質問であるが、今、教育特区などがあって飛び級の問題がある。いずれ出て来ると思う。これは飛び級はさせないということか。
- 矢吹次長 基本的には単位制になると学年という意識はない。
- 牛尾委員 物理的に無理と言ったが、優秀な人がいて2年で取るかも知れない。
- 矢吹次長 それに替わるものが大学受検資格という制度であるが、そちらとの融合がこれから始まって来るだろうということは考えられる。ただ、今特区でそれを試みようとしている部分があるが、現実的には該当はないという状況である。
- 牛尾委員 本当に優秀な人はここに来て2年で単位を取ってしまって、後の1年間、2年間は超難関校のための大学受検の勉強をした方がいいのかなあと思う。
- 矢吹次長 そういう形に流れる可能性はあると思うが、今のところはまだ想定していない。定時制がもともと4年生であったのを3年で取れるということが出来るようにはなっている。

9 専決処分報告

第308回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

第308回宮城県議会議案に係る専決処分についてである。

資料は、1ページから5ページとなる。これについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、2月9日付けで知事から意見を求められたものであり、2月13日付けで専決処分をしたというものである。

内容であるが、はじめに、「平成18年度宮城県一般会計予算」についてである。2ページを御覧いただきたい。今回提出していた教育委員会の予算額は になるが、2千88億7,289万5千円ということで、前年度、平成17年度と比べると36億1,563万円の増額になる。主なものについては、下の方のうちの人件費とか物件費等、それから普通建設事業費と書いてあるが、人件費がそのうち1,897億6,411万8千円ということになり、これは教育委員会予算の約91%になる。それからあと物件費ということでこれは事務費等になるが、101億5,098万9千円ということで約4.8%、それから普通建設事業費、これはいわゆる県立学校の施設整備費で、89億5,778万8千円ということで約90億になるが4.2~3%ということで、これで分かるように圧倒的に人件費ということになる。それで宮城県全体の予算が8,149億1,509万円であるので、教育委員会はそのうち25.6%を占めるということになる。しかも、教育委員会予算の91%が人件費だということである。増えたわけであるが、増えた理由は、職員給与費の抑制緩和と定年退職者の増ということがあり、人件費が増になったというこ

とである。主な事業の予算措置状況については、先程の基本方向の冊子の中に「重点事業」が書いてあり、その中に予算額が書いてあるのでそちらの方を御覧いただきたい。

それから、債務負担行為である。これは48億4,460万円になるが、第三女子高等学校校舎等改築工事ほか、11件について必要な期間及び限度額の債務負担の措置を講ずるものである。

それから、予算外議案が3ページにある。議第19号議案は、知事等の退職手当の特例に関する条例というものがあるが、これについては、知事等の特別職の退職手当を支給しないというものである。それから、議第31号議案については、職員定数条例の一部改正であるが、教育委員会の学校職員の定数を改定するものである。それから、議第38号議案は、大崎市及び気仙沼市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例ということで、来る3月31日に両市が設置されることに伴い、県立学校条例の中にある関係分の改正を行うものである。

こういった内容について知事から意見を求められたので、異議がない旨専決処分をしたものである。

(質 疑)

牛 尾 委 員 3ページの学校教職員268人減というこれはほとんど退職者というふうに判断していいか。

教 育 長 退職した後新採という部分もあるのでその差引きということである。

牛 尾 委 員 平成18年度は退職者の最大のピークのはずである。いつがピークか。団塊の世代は平成18年度のはずである。

矢 吹 次 長 宮城県はちょっとずれている。

教 育 長 ピークそのものはもう少しずれる。それからあと実際に減っているのはクラスが少子化に伴って減ってくるので、それに伴っての減ということも大きな要素である。

牛 尾 委 員 つまり人件費の負担は今後も続くということか。

教 育 長 そうということである。

委 員 長 (委員全員に諮って)了承。

10 議 事

第1号議案 第308回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について

(説明:教育長)

第308回宮城県議会議案(追加提出分)について知事から意見を求められたということである。

資料は、1ページから5ページとなる。資料の4ページを御覧いただきたい。これは知事から教育長あてに来た文書であり、2月20日付けで知事の方から法律の規定に基づいて教育委員会の意見を求めるということで、予算議案、それから予算外議案ということで、これに対して教育委員会として異議がないということで申し出をしようというものである。

まず一番目の「平成17年度宮城県一般会計補正予算」についてであるが、2ページを御覧いただきたい。補正ということになるが、2月補正額については、8,534万7千円の増額ということになる。その主なものであるが、普通退職者の増加等による教職員人件費の増額、県立学校校舎等建設事業費の減額など、各事業の執行額及び国庫補助金等の確定などに伴いそれぞれ所要の措置を講ずるものである。

債務負担行為についてであるが、機械警備・施設管理等業務委託ほか2件について必要な期間及び限度額の債務負担の措置を講ずるものである。

3ページを御覧いただきたい。予算外議案についてである。議第91号議案は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例であるが、これは、特別職報酬等審査会の答申等に基づいて、関係条例につき、所要の改正を行うものである。若干これは教育委員の先生方にも関係

するので、もう少し詳しくお話すると、改正そのものは減額になる。トータルでマイナスの1.22%、1.22%が減額になるということである。それで、委員長は3,000円である。それから委員の方達は2,000円である。議第103号議案については、専決処分の承認を求めることについてということで、控訴の提起である。内容は角田高校における生徒の死亡事故があり、その損害賠償請求事件の控訴の提起をするというものである。これについてはこちらとして専決処分をしたというものであり、議会に改めてその承認を求めるというものである。

こういった内容について知事の方から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出るということである。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第2号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

(説明：教育長)

「高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について」である。

資料は、6ページから36ページまでになる。

資料22ページからの新旧対照表で説明する。22ページを御覧いただきたい。新旧対照表で上が新、下が旧となっているが、19条第3項に規定する奨学資金の償還方法について改正するものである。現行の償還方法であるが、旧日本育英会で実施していた口座振替制度に準拠し、「月賦」及び「月賦と半年賦の併用」の二種類としているが、他の都道府県の多くで採用している「年賦」、「半年賦」を追加し4種類とし、奨学資金の償還の便宜を高めようとするものである。これに伴い、29ページの様式第12号と30ページの様式第13号について、償還方法の欄に「年賦償還」、「半年賦償還」の項目を追加するというので様式を変更するものである。

それから、23ページを御覧いただきたい。23ページに様式第2号というものがあるが、様式の表題の下の方に奨学生番号というものが書いてある。その奨学生の番号の記入欄について、現行は10桁にしているが、今回、国の奨学金モデルシステムに合わせ、11桁に変更するものであり、様式上桁の区分というものをはずすものである。この11桁にする改正については、各様式共通の改正であり、様式第2号から様式第16号の2まで同様の改正を行うものである。あらかた様式変更という内容である。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第3号議案 宮城県社会教育委員の人事について

第4号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

第5号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第3号議案から第5号議案については、人事に関するこのため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

11 課長報告等

(1) 総合教育センター(仮称)基本構想について

(説明：教職員課長)

「総合教育センター(仮称)基本構想について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページで、文字でダイジェストしたものと図のようなものにしたもの、それから基本構想の冊子となる。

宮城県教育委員会では、新しい教育課題やニーズに対応するために、教育研修センターと特殊教育センターを統合し、教育施策推進の中核的な施設として、新たに複合的な機能を持つ総合教育センターを整備するというにしている。整備に当たって、現センターの機能、あるいは教育課題等を検証するとともに、新しいセンターが持つべき機能等について有識者の意見を聞きながら内容検討を行い、基本構想として策定したものである。新しい総合教育センターは、「学校現場における主体的な取り組みを支援する」ということを重点的な視点として、これまで持っていた研究・研修機能に加えて支援機能というものを加えるということにしたところである。支援機能の中では教育コンテンツ、学校の先生方が実際の授業などで使えるようなものを提供するといった側面であるとか、校内における研修を支援するといった内容を含んだ支援機能、これも含めた3つの機能を持たせようということ考えている。

なお、今回の基本構想については、新しいセンターの将来像をまとめたという形になっており、今後は、先ほど教育長の話にもあったとおり具体的な研修の個々のプログラムについて検討を進めていきたいと考えている。

(質疑)

鈴木委員 素朴な疑問であるが、名称であるが宮城県というのは入れなくていいのかどうかということが1つある。

教職員課長 名称については、関係者、有識者の集まった会合の中では今御指摘の点は特に指摘はなかったが、(仮称)と書いているとおりまだ仮称であり、実際には建物が建って供用開始になる段で正式に決定するという際には今御指摘の点も含めて検討させていただきたいと思っている。

委員長 これはどの位の規模になるのか。人員とかを含めてどの位になるか。

教職員課長 広さについては、体育館を含めておよそ19,000㎡ぐらいの大きさになる。土地自体は28,000㎡で、建物の延床面積にして先ほど申し上げた19,000㎡程度ということで考えている。これの他に通信制の独立校をくっつけるということで全体としては床面積で22,000㎡程度ということで考えている。人員については、今後の予算であるとか、組織の財政当局との関係ということになるが、概ね今いる方々よりは大きく増えることはないだろうというふうに考えている。

牛尾委員 建物の地上何階とかというのはまだ決まっていないのか。

教職員課長 現段階で検討しているのは鉄筋コンクリートで5階建を想定している。

櫻井委員 対応すべき課題のところの2番目で心の教育というのが今一番求められていることだと思うが、私は十数年学校の校医をしていて心の問題が起こった時に教育研修センターとかそういうところの話聞いたこともないし、私も関わりを持ったことがない。先生方からもそういう話は出てこなかった。今までどういう形でやっていたか分からないが、今度統合されたセンターの方では、不登校児とか心の問題に対してやはり色々精神科疾患が非常にベースに関わってくるので、精神科の専門医のようなパワーというのは必須になると思う。教育の専門家だけではなくて、医師であるが、そういう関わりというのは今までどうだったかということと、これからどうしようと思っているのか教えてほしい。

教職員課長 研修センターは今御指摘があったが、基本的に心の教育の関係という意味でいくと教育相談という形で心の面で問題を抱えている生徒達、あるいはその保護者などの教育相談を受けるとというのが従来の主な機能としてあった。これについては研修センターの方も、それから特殊教育センターの方もあるので、それらが統合する形で新しいセンターでより多面的な相談が受けられるのではないかというふうに思っている。そのほか教員に対して、研修センターの相談にまで来ない場合であっても学校現場で教育相談に応じられるように、教員に対する研修といったものも実施をしてきているところである。今御指摘のあった医師というか、医療面での専門家という意味では専任のような形で配置は出来ていないが、従来も医療機関との連携をさせていただいており、今度名取に移ってからそういった関係機関との連携というのは引き続き、より強化をしていきたいとは考えている。

櫻井委員 現場であるが、実際に校医とかは内科の医者になっていることが多く、内科の医師ではなかなか捌ききれない問題が山積みになっている。私が勤めている学校はスクールカウンセラーとして精神科医がいるお陰で非常に助かっているという面がある。全校にそういう精神科医がいる訳ではないので、せめてこのような研修センターだけでも、医療機関と密接に連絡を取るとおっしゃったが、非常に漠然としているし、やはり専任でなくても嘱託で、教育現場と精神科医療に明るい医師というのは精神科医の中に必ずいるはずである。そういう方を嘱託に置いてアドバイスいただけるような体制を作らないと今までのように「何かあったら医療機関と連絡を取ります」のような体制ではもう捌ききれない時代になっていると思うので、専任でいていただければ最高にいいが、そう言うわけにもいかないであろうから、もう少し現場の声を聞いていただいて体制を整えていただきたいと思う。

矢吹次長 私は昨年まで関わっていたものであるが、相談センターというものがあり、ここには嘱託をお願いしている方、関口先生という宮教大の精神科医の方と臨床心理士というスタッフ十数名になるかと思うが、毎日、全員ではないが土日も含めてきちんと対応している。年間2千件以上になると思う。あとは電話相談、来所相談など窓口を広げてやっている。夜は8時ぐらいまで対応したりとか、土日も対応するという形で、多分県内では一番大きな相談センターになっているかと思う。

櫻井委員 このセンターに入るのか、これとは別か。

矢吹次長 それが移動することで今考えている。

牛尾委員 確認のため聞きたいが、この教育センターは初任者研修もやるのか。

教職員課長 そうである。

鈴木委員 大変結構な趣旨でこのセンターが出来るということで喜ばしい限りであるが、学校現場への主体的な取り組みを支援するというそういう構想は大変いいと思うので、特に授業づくりのための指導主事というか、学校現場から問い合わせがあった時にそれに対応出来る指導主事を出来るだけ多く配置するという事でこの趣旨は生きてくると思うが、その辺まではまだ考えてはいないのか。

教職員課長 現在でも指導主事が配置をされており、先ほど申し上げたように人数を増やすということはなかなか難しいと思うが、果たすべき機能として今御指摘のあったような学校現場からの問い合わせなどに対応していくといったことは担っていきたいと思っているし、可能な限り指導主事も配置していきたいと思っている。ただ新しい教育センターに関し

ては、ITなども活用して問い合わせなども例えばメールなどで問い合わせをいただいたりとか、あるいは問い合わせをいただく前に色々なコンテンツを見ていただければ疑問が解決したり課題が解決したりといったことが提供出来るような中身を整えていきたいなあと考えている。

(2)平成17年度宮城県学習状況調査結果の概要(速報)について

(説明：義務教育課長)

平成17年度宮城県学習状況調査結果の概要について御説明申し上げます。お手元の資料「平成17年度宮城県学習状況調査結果の概要(速報)について」を御覧いただきたい。

なお、今回、速報という形で報告させていただくことにしたのは、各学校で次年度の教育計画等に活用出来るよう早めに概況を提供することとしたためである。詳細については、次回の教育委員会で報告させていただきたいと思う。

本調査は、宮城・岩手・和歌山・福岡4県が参画する地方分権研究会の取組の一環として実施したものであるが、他の3県のデータについては、まだ公表されていないので、このペーパーについては、宮城県のデータのみをまとめたものとなっている。

なお、調査の概要であるが、別紙1,2,ページで申し上げますと6ページから8ページになるが、別紙1,2は調査データ、別紙3は改善の方策ということになっている。

それでは、はじめに、の調査の概要について申し上げます。本調査は、小・中学生の学習定着状況を調査し、学習指導の改善充実に資するため、小学校5年生の4教科、それから中学校2年生の5教科について、昨年10月に実施した。4県共同での実施は2年目となる。また、学習意識調査も昨年度に引き続き本県独自で実施している。

次に、の結果の概要と特徴について御説明申し上げます。まず、「1 学習状況調査」、「(1)全体の状況」の中ののところに記載されている正答率60%以上段階の問題の割合についてであるが、調査に際し従来から本県で定着の目安としている正答率60%以上段階の問題の割合が、288問中180問と全体の62.5%と6割を超え、小・中学校全体としては、おおむね学習内容が定着しているというふうに評価しているところである。また、前年度との比較では、今年度は前年度を1.1ポイント上回っている。次に、「期待正答率」と同程度以上の問題の割合についてであるが、地方分権研究会では問題ごとに期待正答率を設定し、期待正答率と同程度以上の問題の割合が5割を超えた場合におおむね学習内容が定着されているとの基準を設けているが、本県は52.4%と5割を超えた状況となっている。それから、前年度との比較では、今年度は前年度を7.2ポイント上回っている。

次に、小中学校別の状況について説明申し上げます。「(2)小学校の状況」、の「正答率60%以上段階の問題の割合」についてであるが、学習定着の目安とした正答率60%以上段階の問題の割合は、国語が67.7%、社会が89.3%、算数が66.7%、理科が57.1%と、3教科は6割を超えている。また、4教科合わせた正答率60%以上段階の問題の割合を前年度と比較すると、今年度は前年度を4.0ポイント下回る結果となっている。の期待正答率と同程度以上の問題の割合については、59.1%と全体の過半数を超えるとともに、前年度の58.0%を1.1ポイント上回った。

次に、(3)の「中学校の状況」についてであるが、の「正答率60%以上段階の問題の割合」については、国語が71.9%、社会が50.0%、数学が53.3%、理科が45.7%、英語が66.7%であり、国語と英語は6割を上回っており、それに対して社会、数学、理科では達しなかったという結果となっている。また、5教科合わせた正答率60%以上段階の問題の割合であるが、前年度と比較すると、今年度は前年度を5.5ポイント上回っている。それからの「期待正答率と同程度以上の問題の割合」

についてであるが、47.2%と5割に達しないものの、前年度との比較では12.6ポイント上回る結果となっている。以上が学習状況調査の分の報告である。

続いて、2の「学習意識調査」について申し上げる。(1)の「授業理解度」についてであるが、授業内容を理解していると答えた児童生徒の割合は、小学校は75.1%で、前年度より2.3ポイントの増加、中学校では55.8%で、前年度より3.6ポイント増加している。次に、「家庭での学習時間」についてであるが、小学生の30分以上学習する児童の割合は69.9%と昨年度とほぼ同程度であるが、中学生の1時間以上学習する生徒の割合については、52.4%であり3.6ポイント減少している。

の「今後の対応」であるが、1に記載している「各教科の課題」についてであるが、例えば、国語においては、小学校では中心を明確にして書くこと、中学校では資料から課題を見付け自分の考えの根拠を明確にして書くことなどが課題となっている。その他の教科の課題、それから詳細については8ページにも掲載しているので後で御覧いただきたいと思う。2のところに記載している「課題への対応」についてであるが、県教育委員会としては、指導法改善方を策定し研修の充実を図るなど教員の資質向上に努めるとともに、昨年度に引き続き、市町村別の問題ごとの正答率の状況を公表するほか、各学校に対しても結果情報を還元する予定である。さらに、各市町村教育委員会及び各学校に対しては、具体の対応方を検討し、調査結果と併せて保護者に積極的に説明等を行うよう促して参りたいと考えている。県教育委員会としては、今後ともこの学習状況調査の継続が必要と考えており、18年度も実施し、結果の有効活用等を図って参りたいと考えている。

(質 疑)

委 員 長 彼の県との比較でどうなっているかが一番問題である。

鈴 木 委 員 福岡は悉皆でなかったというふうに聞いているが、今年はどうだったのか。

義務教育課長 福岡は平成17年度については約二千名程度を抽出したという情報が入っている。

(3)平成18年度宮城県公立高等学校入学者選抜における予備調査及び推薦入試並びに連携型入試について

(説明：高校教育課長)

それでは、平成18年1月23日と2月7日に記者発表した平成18年度公立高等学校入学者選抜の予備調査及び推薦入試並びに連携型入試について御説明申し上げます。お手元の別冊の資料を御覧いただきたい。

ただいまから申し上げる説明は1ページから6ページまでの説明資料を用いて行う。学校ごとの数値等については7ページ以降の資料に載せてあるので後ほど御覧いただきたい。

まず資料の1ページ目である。「入学志願者数(予備調査)について」である。今年度の中学校卒業予定者数23,602名に対して公立高校の募集定員、全日制が16,760名となっている。これに対して入学志願者数が19,562名であるので、倍率が予備調査においては1.17倍ということになり、昨年を0.01ポイント下回ったということになる。それから「学区別の全日制の志願状況について」であるが、志願倍率の高い学区については資料に記載のとおり仙台南学区、塩釜学区、仙台北学区となっており、昨年度と同様中部地区の倍率が高くなっている。一方、志願倍率の低い学区については説明を省略させていただく。それから3番目であるが、「学校・学科別の志願状況について」である。志願倍率の高い学校・学科として全日制においては、名取高校の家政科が2.03倍となって唯一2倍を越えている。それから、定時制については、2ページを御覧いただきたい。昨年4月に開校した東松島高校普通科の部、午前の部であるが、これが1.93倍となり昨年に引き続き1倍を超えている。ちなみにここには書いて

いないが、東松島高校普通科 部、午後の部であるが、これも1.05倍となり1倍を超えているところである。それから、4番目の「志願倍率が1倍を下回った学校数、学科数、空き定員数」、それから5番目の「新たに設置する学校・学科の志願状況」、それから2ページ目の下であるが、6番、「昨年度新たに設置した学校の志願状況」については説明を省略させていただくので、資料を御覧いただきたい。そして3ページ目である。7番の「3%枠志願状況について」である。全日制普通科全体の3%枠の人数が299名になっている。これに対して3%枠の志願者が165名ということで、昨年の148名に比べて17名増えている。学区別に見るとやはり仙台南、仙台北、塩釜という中部地区に3%枠志願者が多く集まっているという状況で昨年度と同様である。また、志願者の多い学校もやはり学区と同様、中部地区の高校に志願者が多く集まっているという状況である。

続いて、「推薦入試の出願者数について」である。推薦入試の出願者数であるが、推薦入試の推薦募集人数は全日制全体で5,634名となる。その5,634名に対して全日制的出願者総数が7,056名である。また、定時制については50名の出願者があったという状況である。資料の4ページ目である。「全日制的学科別の推薦出願者数について」は資料を御覧いただきたい。それから3番目、「推進入試の3%枠出願状況について」であるが、3%枠人数については推薦入試と一般入試に分けて募集をしている。その際、推薦入試については最低でも1名は設定するという事になっている。推薦入試における全日制普通科全体の3%枠人数については215名である。昨年度と同じ人数である。3%枠出願者数は121名であった。やはりこの3%枠については、学区別についても学校別についても予備調査と同様に中部地区に多く集まっているという状況である。

それから 番目の「連携型入試出願者数」、志津川高校において実施している連携型入試については、最後の「連携型入試合格状況」とまとめて御報告申し上げる。

資料の5ページ目である。「推薦入試合格者数等について」である。推薦入試の合格者数については、全日制課程4,901名が合格し、昨年と比較すると319名の減である。それから定時制については、44名の合格で、昨年と比べて26名の減となっている。この結果として、一般入試の募集人員であるが、先ほど申し上げたとおり全日制については16,760名から推薦入試の合格者4,901名を引き、さらに志津川高校における連携型入試合格者117名を引いた11,742名が一般入試の募集人数となる。推薦入試の「合格倍率について」は、7,056名の出願に対して4,901名が合格したということから全日制において1.44倍となり、昨年の1.50倍から0.06ポイント減っている。それから合格倍率の高い学校、学科については資料に記載のとおりである。それから「普通科の3%枠に係る推薦入試合格者について」も資料に記載のとおりやはり中部地区に多く集まっているという状況である。

なお、3月8日に行われる一般入試での3%枠設定総人数については、3%枠が先ほど申し上げたとおり299名であったということから、299名から74名を引いて225名が一般入試での3%枠ということになる。

最後に6ページ目を御覧いただきたい。「連携型入試の状況」である。志津川高校において南三陸町の4中学校との中高連携教育を行っており、その成果を生かした入試を昨年度から実施し、今年度で2年目となるが、その結果として普通科120名の定員に対して80%以内の募集人員に対して96名合格となっている。一方、情報ビジネス科については、40名の募集定員に対して60%以内となっているが、21名が合格しているという状況である。

「今後の日程」であるが、現在一般入試の出願が行われており、明日午前11時に各学校で締め切ることになっている。その結果締め切られたら明日夕方その集計結果を記者発表したいと考えている。学力検査については、3月8日水曜日、その一般入試の合格発表が3月14日火曜日午後3時、各学校において行われ、第二次募集実施校が決定すると、このような日程で進むことになっている。

(質 疑)

櫻井委員 推薦入試というのは学力試験だとか、形式は各校共通だったか、それとも独自に面接だけ行うところがあったりとか、学力試験は行わないところがあったりとか、各校の自由だったか。忘れてしまったので教えてほしい。

高校教育課長 一般入試が学力検査を行うものであることから推薦入試においては学力検査は行わないということにしている。その結果、面接、あるいは作文、あるいは実技、あるいは調査書と推薦書のみ審査など、各学校によってその選抜方法が異なっている。

櫻井委員 推薦書のみで、面接も何も無いというところもあるのか。

高校教育課長 そのとおりである。

(4)平成17年度公立高等学校みやぎ学力状況調査結果について

(説明：高校教育課長)

昨年10月下旬に実施した「平成17年度みやぎ学力状況調査」の分析結果がまとまったので、御報告申し上げます。

主に「分析結果の概要」を用いて御説明する。まず、分析結果の概要の1ページ目、表紙を御覧いただきたい。「調査の概要等」についてであるが、調査は国語・数学・英語の3教科の基礎学力を測るペーパーテストと生徒の学習意識等を探るアンケート調査の2種類の調査から成り立っており、県下全ての全日制課程公立高等学校の全ての1年生を対象に10月下旬に実施した。ペーパーテストの方は、各校とも国語、数学、英語の3教科について全日制では実施している。

次に、2ページ目をお開きいただきたい。「ペーパーテスト結果の概要」であるが、作問に当たっては、昨年と同様に、学習指導要領の目標・内容に照らし、平均正答率を60%と設定して作成した。結果は、国語63.8%、数学55.6%、英語57.8%の正答率となり、国語について申し上げますと、国語は古文に若干課題があるものの、目標の60%の正答率を超えたというところである。ところが、数学、英語については、目標とする正答率をやや下回る結果となった。数学については、ほとんどの設問で昨年度の正答率を下回り、なかでも文章化された設問ではその意味を読み取ることが出来ず、無答率が高くなるという傾向が現れた。また、英語については、「聞くこと」の学力の向上はみられるものの、その基礎を支える語彙力とか、あるいは高校の英語で本格的に学習する文法力などが不十分であり、読解力も全般的に不足していると考えられる状況である。これらの詳しい分析については、各小問毎の「分析結果報告書」があるので、後ほどそれを御覧いただきたい。

続いて、3の「アンケート調査の結果」についてである。3ページから4ページにかけてである。詳しくは、分析結果報告書の冊子を御覧いただきたいが、特徴的なところを若干お話申し上げます。まず、「現在最も強く希望している進路は」というところを見ると、大学、短期大学、専門学校を含めた上級学校への進学希望者が64.2%ということになっているが、このところで、「平日に勉強しているかどうか、どの程度勉強しているかどうか」を尋ねたところ、平日家庭学習を「全く又はほとんどしていない」と回答した生徒が36.7%いる。しかも、「どんなときに家庭学習をするのか」と聞いたところ、家庭学習をするのは、丁度項目の真ん中当たりにあるが、「宿題あるいは課題がある時」とか、あるいは「考査の直前」であるとか、あるいは、「宿題・課題がある時」とか、あるいは「考査の前」と答えたもの、この3つを合わせると47.3%もいることから、県教育委員会としては1年生の早い段階からやはり上級学校を目指すのであれば家庭学習が必要であるという進路意識の啓発が必要ではないかと考えている。4ページをお開きいただきたい。に「平日に、家庭で最も時間をかけて行っていること」は何かという質問に対して、「テレビとかビデオ」とか、あるいは「ゲーム」、「電話やメール」と答えた、いわゆるディスプレイ

を見るという者、そういう者が45.7%になっており、このことが、の「家庭学習をする上で悩んでいること」は何かと聞いたときに「集中出来ない」と答えた生徒が最も多くなっているが、それと一致しているのかと思われる。今後、学校としては、各学校とも家庭と連携して家庭学習のみならずやはり生活習慣の確立を図っていく必要があると考えている。それから の「授業がどのくらい理解出来るか」という授業の理解度については、十分とは言えないものの、「ほとんどの授業がよく理解出来る」と、それから「理解出来る授業の方が多い」というのが37.2%、そして「理解出来る授業と理解出来ない授業が半々」というのをさらに加えると、85%程度の生徒が半分以上は授業が理解出来ると答えている。 の「受けたい授業」については、これまでと同様であるが、「基礎・基本から分かるまで教えてくれる授業」とか、あるいは「興味や関心を持ってのぞむことが出来る授業」ということで、「分かる授業」に向けて県教育委員会としては、各学校を指導して参りたいと考えている。

(質 疑)

牛 尾 委 員

アンケートの解釈の問題であるが、5ページの「学力向上に向けた今後の取組」ということで、大変申し訳ないが、アンケートを見た結果を受けての取組について、今後どうしたらいいかということのピントが少しずれている気がする。なぜかという、こちらのアンケート調査の「みやぎ学力状況調査 質問紙調査結果」を見ると、前の方の概要にも出ているが、5割が毎日30分未満の勉強もしない、しかし、毎日テレビは1時間から3時間見ているということである。それは「授業が分かりやすい」とか以前の問題ではないのか。どんなにいい授業をしたってこんな勉強の仕方では分かる方が天才である。逆に言えば自分が努力しないけれども、「基礎・基本からじっくり分かるまで教えてくれる授業」であるとか、「興味や関心もてるような授業」って、言葉が悪いが学生の方がふざけていると思う。自分が何をするかというのが全然なくて、自分で勉強する気がなくて、学校がそういう授業をしてくれて、みたいな姿勢が見て取れるところに学力向上以前の問題があるのではないかという気が非常にする。また、家庭学習に集中出来ないと言いながら、テレビとビデオに集中して1時間から3時間見ている。だからまず、義務教育ではないが学力向上以前の学習習慣の意識付けの方が学力向上には近道のような気がする。例えば、1日1時間でも勉強しなさいと、30分以下の人が1日1時間でも勉強するといっただけで全然学力向上の意味が違ってくると思う。もっとそういう具体的な取組、「1時間勉強させましょう」みたいなものを出した方が良い。そうでないと「分かりやすい授業にしましょう」とか、あまりにも学生に対して優しすぎる、あるいは非常に抽象的なきれいな提案にすぎないのではないかという気がする。もっと具体的に言えないのかどうか。

高 校 教 育 課 長

今御指摘のあったとおり家庭学習習慣が付いていないと、この質問紙調査の中ではテレビやゲーム、あるいはメールというのも多かったわけであるが、1年生の10月という段階を考えればおそらく大部分の生徒がスポーツとか文化活動とか部活動に打ち込んで、そしてその後家に帰って、家庭学習を本当はしなければならぬのにこういったものをしているという生活なんだろうと考えている。部活動と家庭学習との両立、これをやはり各学校とも指導していく必要があるということから、昨年3月に策定した学力向上推進プログラムにおいては、家庭学習をする生徒の割合を何パーセントにするということによって具体的な目標を定めている。それに基づき各学校の校長達が家庭学習をさせるために各学校の生徒の実態に応じて様々な取組をしている。例えば、学習帳を作らせるとか、それから自分のやった計画を書かせ、その結果自分の実施した時間を累計させるな

ど、様々な工夫を凝らしている。そういった各学校の事例などをこれから紹介して参りたいと思うし、委員御指摘のとおり家庭学習をするのが当然であるということがやはり学力向上にとっては一番基本的なところかなあと考えている。

牛尾委員 例えば、みやぎ教育の日で去年はあさごはんを推奨したが、今年のみやぎ教育の日は、「1日1時間学習」とかもちょっと意識付けを強くしないと、ただ単に授業の内容を良くしたって学生が勉強する気がなければ何の意味もない。

委員長 5ページの下の方に教育委員会の取組が書いてあるが、これで本当は一番先に書くべきことはこの中の「みやぎ学力状況調査の活用」である。これを一番先に書いてほしい。

牛尾委員 1時間勉強をしてもらうのが一番お金がかからない。県費は1円も要らない。

委員長 勉強しなさすぎる。

矢吹次長 しかも二極分化している。全くしない、やる、それが一番問題である。

委員長 人の制にして甘やかす。そういう人が今の教育には一杯出て来る。毎日新聞を見たり、回りを見てそういうことを痛感する。人の制にして自分の努力をしない、そういう者が多すぎる。

矢吹次長 あとはやはり、勉強をしなくても受けられる授業があるということが問題である。

櫻井委員 実際に中高大生を育てていると、高校生になってから「さあ勉強しなさいね」と始めてももう無理である。やはりテレビやゲームを習慣として親が子の言いなりになって許してしまった家庭教育を何とかしないと、いきなり高校になって「さあ勉強しなさい、あんたテレビを見ないで寝ないで勉強しなさい」というのはもう無理なので、親の自覚というのを促すような働きも必要だと思う。甘やかしているというのはすごく子どもに負けている親が多い。小学校の低学年のうちから親が自覚を持つような、そして子どもに負けられないように親の教育もしなければいけない時代が来ているのではないかと私は思う。高校になってから「さあ、頑張って」と言ってもなかなか難しいものがあると思う。

12 次期教育委員会の日程について

平成18年3月16日(木)午後3時から

13 閉会 午後4時50分

平成18年3月16日

署名委員

署名委員